

帳簿及び請求書等の記載と保存（令和元年10月1日～令和5年9月30日）

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、**税率ごとの区分をした区分記載請求書等の交付や取引を税率ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行う必要があります。**
課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必須です（区分記載請求書等保存方式）。

《帳簿と区分記載請求書の記載事項》

帳簿の記載事項	区分記載請求書の記載事項
① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称	① 請求書発行者の氏名又は名称
② 取引年月日	② 取引年月日
③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)	③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
④ 対価の額	④ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額
	⑤ 請求書受領者の氏名又は名称※ ※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業等に係る取引については、記載を省略できます。

- ※ 3万円未満の少額な取引や請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。
- ※ 仕入先から交付された請求書等に、「③」の「軽減税率の対象品目である旨」や「④税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

帳簿と請求書等の両方の保存
課税仕入れ等に係る消費税額を控除するには、その事実を記録した帳簿及び請求書等の両方の保存が必要となります。
帳簿及び請求書等の両方の保存がない場合、課税仕入れ等に係る消費税の控除は認められません。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書（第一表
及び第二表）
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

《帳簿と区分記載請求書の記載例》

請求書		XX年11月2日
（株）〇〇御中		
（XX年11月2日取引分）		
割り箸		550円
牛肉	※	5,400円
合計		43,600円
		（10%対象 22,000円）
		（8%対象 21,600円）
※は軽減税率対象品目		

税率ごとに区分して合計した税込対価の額

税率（10%、8%）の異なるごとに合計した税込金額を記載する。

軽減税率の対象品目である旨

- 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
- 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

【請求書】

- これ以外に、例えば次のような方法があります。
- 同一請求書内で、商品を税率の異なるごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
- 税率の異なるごとに請求書を分けて発行する。

【帳簿】

税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

総勘定元帳（仕入れ）		（株）〇〇	
XX年	摘要	借方	貸方
11	2	（株）△△ 雑貨	22,000
11	2	（株）△△ 食料品 ※	21,600
...

※は軽減税率対象品目

令和5年10月1日以降、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されています。詳しくは8ページをご覧ください。

中小事業者の売上税額の計算の特例

売上げを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者は、課税期間のうち、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間において、売上げの一定割合を軽減税率の対象売上げとして、売上税額を計算することができます。

使用できる「一定の割合」については、中小事業者の態様に応じて次のとおりとなります。

※ 中小事業者とは、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

※ 「困難な」とは、特例を適用しようとする課税期間中の売上げにつき、税率ごとの管理が行えなかった場合等をいいますので、その困難の度合いは問いません。

①小売等軽減仕入割合の特例

課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税売上げ（税込み）に、当該事業に係る課税仕入れ等（税込み）に占める軽減税率の対象となる売上げにのみ要する課税仕入れ等（税込み）の割合（小売等軽減仕入割合）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。

②軽減売上割合の特例

課税売上げ（税込み）に、通常の連続する10営業日の課税売上げ（税込み）に占める同期間の軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）の割合（軽減売上割合）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。

※ 通常の連続する10営業日とは、当該特例の適用を受けようとする期間内の通常の事業を行う連続する10営業日であれば、いつかは問いません。

③上記①及び②の割合の計算が困難な場合

①及び②の割合の計算が困難な中小事業者であって、主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者は、これらの割合を $\frac{50}{100}$ とすることができます。

※ 主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者とは、適用対象期間中の課税売上げのうち、軽減税率の対象となる課税売上げの占める割合がおおむね50%以上である事業者をいいます。

特例計算による軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）

$$\text{課税売上げ（税込み）} \times \left(\begin{array}{l} \text{①小売等軽減仕入割合（卸、小売業のみ可）} \\ \text{又は ②軽減売上割合} \\ \text{又は ③50\%（①、②が困難な場合に可）} \end{array} \right) = \text{軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）}$$